

～受取配当等の益金不算入～

(平成28年3月期決算から変わります)

持ち株比率の基準及び益金不算入割合が変更されました！

●平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より、株式等の区分が改正され、今まで3区分だったものが、株式保有割合により4区分となりました。

●益金不算入額を計算する上で使用していた控除負債利子の額は、株式保有割合が1/3超の関連法人株式等のみで使用することとなっています。

●証券投資信託については、特定株式投資信託の収益分配金を除き益金不算入の対象から除外されています。

法人が配当等の額を受ける場合には、法人が保有する次に掲げる株式等に係る配当等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額は益金の額に算入しないこととされています

株式等保有割合	株式等の区分	益金不算入額の計算
100%	完全子法人株式等	配当等の額 × 100%
1/3超	関連法人株式等	(配当等の額 - 控除負債利子の額) × 100%
5%超1/3以下	その他の株式等	配当等の額 × 50%
5%以下	非支配目的株式等	配当等の額 × 20%

<適用時期>

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。